平成２３年（フ）第２６２号
福岡市西区室見が丘２丁目７番９号
債務者　山口　　幸
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０号
福岡市早良区四箇田団地17番1206号
債務者　横溝　勝幸
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７３号
福岡市東区奈多１丁目12番54―311号
債務者　寺本　一男
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９６号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1283番地川子団地５棟303号
債務者　猿渡　和子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０６号
福岡市南区清水２丁目20番５―1206号
債務者　岡平　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１１号
福岡県春日市下白水北１丁目121番地コーポ中上205号
債務者　松本　　徹
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２２号
福岡県大野城市平野台３丁目１番５号ＹＯＵ・平野台101号
債務者　荒川　直子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６９号
福岡市西区石丸３丁目17番42―502号
債務者　三尾　俊裕
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７１号
福岡県糸島市曽根465番地15
債務者　西田あけみ（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９３号
福岡市早良区重留４丁目11番24号
債務者　碇　　千寿
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１２号
福岡県春日市春日原南町３丁目６番地シティライフ春日公園209号
債務者　植木　友子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７９号
福岡市東区奈多３丁目９番５―201号
債務者　川村沙矢香
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８９号
福岡県大野城市瓦田１丁目11番35号
債務者　山本　和久
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９０号
福岡市早良区荒江２丁目15番18号
債務者　垣内　政敏
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４１号
福岡県春日市春日原東町３丁目４番地フェリス春日101号
債務者　松山　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９号
茨城県取手市双葉２丁目30番４号
債務者　倉持　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
茨城県守谷市松前台４丁目13番地４　サンライフタウン守谷Ｈ201
債務者　神嵜　聖一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
茨城県取手市戸頭７丁目７番21―102号
債務者　福原　勝利
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係